

「土壌汚染の現状と対策」特集にあたって

やす だ けん じ*
安 田 憲 二*

2002年5月22日に成立した「土壌汚染対策法」が2003年2月15日に施行された。これまでも、農用地の汚染や、市街地でも地下水の汚染には規制が導入されていた。しかし、市街地の土壌そのものの汚染には環境基準や指針しか存在しなかった。今回の法施行により、このような制度上の欠陥が是正され、環境政策における長年の懸案事項の解決に向けて第一歩を踏み出したことになる。

この法律の大まかな仕組みは、工場を廃止して宅地にするなどの場合に、土地の所有者などに土壌汚染を調査させ、汚染された土地の情報を把握する。さらに、人の健康に被害をもたらすような汚染がある場合には対策を命じることになる。法律で調査を義務づけられるケースは、大別すると、①有害物質を取り扱っていた工場を廃止したり宅地などに用途変更するとき、②都道府県知事が健康被害のおそれがあると判断したとき一の二つを定めている。

調査において規制対象となる「特定有害物質」は、水銀、カドミウム、鉛などの重金属類、フッ素、ホウ素、シアンなどの有害物質およびトリクロロエチレンなどの揮発性有機化合物（VOC）などである。また、調査方法は、現在、一般に用いられている「土壌・地下水に係わる調査対策指針運用基準」よりも厳しい内容である。

調査によって汚染が判明した土地は、「指定区域」として都道府県の台帳に登録され、一般に公開される。このうち、人の健康に被害をもたらすような汚染があると知事が判断した場合には、土地所有者に対策を義務づける。ただし、土地取引で求められるレベルまで、すべての汚染土壌を浄化するのはコストがかかり過ぎるため、現実的ではない。したがって、対策としてはリスク防止策が中心となり、地下水経路は原位置での封じ込め、直接摂取の場合は覆土が原則となる。掘削除去や原位置浄化などの根本的な浄化対策は、例外的な扱いとなる。

また、土壌汚染問題に直面した場合、浄化に多額の費用がかかる。そこで保険会社では多様な「土壌汚染保険」を扱っており、企業からも注目されている。保険商品としては、「土壌汚染リスク」簡易診断付き保険や土壌汚染のコンサルティングを手がけるランドソリューション向け保険などが発売されている。

以上のように、土壌汚染対策を考える場合、法律・条例などの法制度のほか、モニタリングを含めた土壌汚染の調査、分析方法、リスク管理やリスクコミュニケーションに加えて、土壌汚染保険などに関する知見が必要となる。この特集では、まず法制度として「土壌汚染対策について」のほか、地方自治体の役割が大きいことから、条例の代表例として「神奈川県土壌汚染対策に対する取組み」を報告していただいた。

土壌汚染の調査、分析では、「土壌・地下水汚染の調査方法」、「土壌・地下水汚染のモニタリング手法」を取り上げ、これまでに実践した具体的な方法を紹介した。また、「土壌汚染の分析」では、土壌分析に関するこれまでの取組み状況に加えて、水銀、カドミウム、鉛などの重金属類について、分析方法を詳細に報告していただいた。このほか、「土壌・地下水における有機化学物質の動態と修復技術」では、有機化学物質の汚染対策で必要となる土壌・地下水での動態と修復技術について掲載した。

汚染対策の中心となるリスク管理については、実務として取り組んでいる専門家から、「土壌・地下水汚染の調査・対策とリスク」、「土壌汚染の緊急時対策—リスク管理の一環として—」のほか、今後重要になると考えられるリスクコミュニケーションの実践例として「土壌汚染問題とリスクコミュニケーション」を紹介した。また、「土壌汚染と損害保険」、「土壌汚染規制の国際比較」および「汚染修復工事における情報公開と安全管理」も併せて紹介した。

なお、この特集については次号も継続し、「土壌汚染の現状と対策(2)」として、「汚染土壌の浄化技術」とビジネスとしてとらえた「土壌汚染の市場調査」などを掲載する予定です。乞う、ご期待。

* 神奈川県横須賀三浦地区行政センター環境部環境調整課：
〒238-0006 神奈川県横須賀市日の出町2-9-19